

船舶事故調査報告書

平成30年3月14日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成29年2月15日 12時02分ごろ
発生場所	静岡県静岡市清水港東燃No.1シーバース北東方沖 清水港東燃シーバース灯から真方位046°390m付近 （概位 北緯35°01.6′ 東経138°30.1′）
事故の概要	遊漁船第七山本丸 ^{やまもと} は、南東進中、また、ミニポート（船名なし）は、漂泊中、両船が衝突した。 ミニポートは、操縦者が負傷し、左舷中央部外板に破口等を生じ、また、第七山本丸は、船首部船底にペイント剥離を生じた。
事故調査の経過	平成29年2月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 第七山本丸、1.1トン 241-19469静岡、個人所有 7.20m(Lr)×1.94m×0.76m、FRP ディーゼル機関、80.90kW、平成20年3月 B ミニポート（船名なし）、5トン未満 なし、個人所有 3.0m×0.96m×0.43m、FRP 電動船外機、1.5kW未満、不明
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 55歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年5月29日 免許証交付日 平成25年2月5日 （平成30年5月28日まで有効） B 操縦者B 男性 76歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年8月10日 免許証交付日 平成25年1月18日 （平成30年8月9日まで有効）
死傷者等	A なし B 重傷 1人（操縦者B）

<p>損傷</p>	<p>A 船首部船底にペイント剥離 B 左舷中央部外板に破口、右舷中央部外板に亀裂</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期、水温 約14℃</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、清水港内で錨泊する自社の複数隻の釣り船に昼食等を届ける目的で、静岡市巴川の棧橋を出発した。</p> <p>A 船は、船長Aが、清水区袖師船だまり付近で自社の釣り船の様子を見た後、三保埼西方沖の自社の釣り船に向かって約11ノットの対地速力で南東進中、袖師第2ふ頭付近にも自社の釣り船がいることを思い出した。</p> <p>A 船は、船長Aが袖師第2ふ頭付近の自社の釣り船を見付けようと左舷後方に注意を向けていたところ、平成29年2月15日12時02分ごろ、衝撃を感じ、B船と衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、海面に浮いていた操縦者Bを認めて救助に向かったが、1人で操縦者BをA船に引き揚げることができず、無線で自社に救援を依頼するとともに、付近を航行中の遊漁船に救援を依頼した。</p> <p>A 船は、船長Aが遊漁船の釣り客と共に操縦者BをA船に引き揚げた後、袖師船だまりに着岸した。</p> <p>B 船は、操縦者Bが1人で乗り、10時30分ごろ釣りをを行う目的で、東燃N o. 1シーバース東方沖に向けて静岡市清水区所在のマリーナ北方の砂浜を出発し、東燃N o. 1シーバース北東方沖で船首を東方に向けて漂泊を開始した。</p> <p>B 船は、操縦者BがB船の中央に腰を掛けて釣りを行っていたが、釣果が良くないので仕掛けを替えることとし、下を向いて仕掛けの準備をしていたところ、左舷方至近にA船を認めて大声で叫んだが、どうすることもできず、B船とA船とが衝突した。</p> <p>操縦者Bは、衝突した際、海に投げ出されたが、A船に救助されて袖師船だまりに運ばれた後、救急車により病院に搬送され、右肋骨骨折と診断された。</p> <p>B 船は、来援した釣船店の遊漁船にえい航されて袖師船だまりに陸揚げされた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A 船及びB 船は、いずれもレーダー及びGPSプロッターがなかった。</p> <p>船長Aは、平成22年ごろからA船の船長として乗船しており、本事故発生場所付近の航行経験が豊富であった。</p> <p>船長Aは、本事故発生場所付近でミニボートが釣りをしているところを見たことがなかったため、本事故時、ミニボートはいないものと思った。</p> <p>操縦者Bは、平成19年ごろB船を購入し、月に約1回操縦して釣</p>

	<p>りを行っており、本事故発生場所付近で約10回釣りを行ったことがあった。</p> <p>操縦者Bは、ふだん、遊漁船が本事故発生場所付近を通航するのが朝の早い時間帯と15時00分ごろで、本事故発生時刻ごろに通航したのを余り見掛けたことがなかったので、付近に他船がないものと思った。</p> <p>操縦者Bは、笛の付いた救命胴衣を着用していたが、下を向いていたので吹く時間がなかったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、東燃N○.1シーバース北東方沖を南東進中、船長Aが、自社の釣り船を見付けようと左舷後方に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、本事故発生場所付近でミニボートが釣りをしているところを見たことがなかったので、本事故時、ミニボートはいないものと思ったことから、左舷後方を向いて釣り船がいるか確認をしていたものと考えられる。</p> <p>B船は、東燃N○.1シーバース北東方沖において漂泊中、船長Bが、下を向いて仕掛けの準備をしていて、周囲の見張りを行っていなかったことから、B船に向けて接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、ふだん、遊漁船が本事故発生時刻ごろに通航したのを余り掛けたことがなかったので、付近に他船がないものと思っていたことから、仕掛けの準備に専念していたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、東燃N○.1シーバース北東方沖において、A船が南東進中、B船が漂泊中、船長Aが、自社の釣り船を見つけようと左舷後方に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、下を向いて仕掛けの準備をしていて、周囲の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、前路の見張りを確実に行うなど、常時適切な見張りを行うこと。 ・漂泊中であっても、周囲の見張りを適切に行い、接近する船舶が避航動作を行っていることに疑いがあるときは、避航を促す音響信号を行うこと。 ・船舶の往来が予想される場所では、漂泊して釣りを行わないこと

	が望ましい。
--	--------

付図1 事故発生経過概略図

